

5 分限及び懲戒の状況

1. 分限処分の状況

分限処分は、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分で、公務能率の維持向上を図ることを目的としています。分限処分には、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

令和4年度に行った分限処分は、次のとおりです。(単位：人)

降任	免職	休職	降給	合計
0	0	151	0	151

※ 同一の者が同一年度内に複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上しています。

※ 令和4年度の休職者は、心身の故障のため長期の休養を要する場合又は刑事事件に関し起訴された場合に該当するものでした。

2. 懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員の一定の服務義務違反に対して科する制裁としての処分で、公務における規律と秩序の維持を目的として職員の道義的責任を問うものです。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

令和4年度に行った懲戒処分は、次のとおりです。(単位：人)

戒告	減給	停職	免職	合計
0	0	4	1	5